

岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成21年度第5回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会（以下「審査委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成22年2月25日（木）午後1時から午後2時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

泉 照子，井上 信二，内田 通子，菊池 捷男，妹尾 直人

4 事務局

（1）岡山市

内村財政局長（あいさつ後退席），松井財政局次長（あいさつ後退席），大杉契約課長，野崎契約課課長代理，井上契約課課長代理，村瀬契約課課長補佐（物品契約係長），宮安契約課工事契約係長，森安監理課長，難波監理課課長補佐（契約指導係長），矢部監理課主任

（2）水道局

中山管財課長，近藤管財課課長代理，國富管財課課長補佐，御幡管財課契約係長，桜井管財課主任，林管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）委嘱状交付

（3）委員長互選

（4）議題

1 岡山市抽出案件について審議

（1）工事

万倍地内シールド管管更正および地盤改良工事

（2）物品

デジタルテレビ

2 岡山市水道局抽出案件について審議

（1）工事

矢原浄水場ほか安全対策工事

(2) 委託

東岡山配水池・佐山配水池劣化調査及び耐震診断業務委託

3 その他

6 会議概要

(1) 委員長互選について

委員の互選により、菊池委員を委員長に選出し、委員長職務代理者について、委員長が内田委員を指名した。

(2) 工事抽出案件 万倍地内シールド管管更正および地盤改良工事

A.(抽出事案の説明)

Q.抽出理由は何ですか。

A.異業種JVが珍しいためです。

Q.問題点はなかったと判断しているのですか。

A.もっと応札があると思っていましたが、予想より少なかったです。落札率も問題がある数字と思っていません。

当初、グラウト工事と管きょ更正工事の割合が多い方の工種で出そうと考えました。この工事は、昨年万倍で起こりました、幹線の沈下に伴う下水道事故の復旧工事です。新聞等で大きく報じられましたので、ご存知かと思います。内容は管の中を補強することと、周辺の地盤を強化する2点です。どちらかに偏った工事ですと、どうしてももう1つの方が責任を果たしきれず、満足したものが出来ないのではないかと判断しました。別々に発注するという方法もあったかもしれませんが、今回は1つの工事ということで異業種のJVということにしました。

Q. JV入札についてお聞きします。こういう場合は、どちらかの業者が「一緒に入札しよう」と声を掛けるということですか。そして、どちらが入札するのですか。

A. JVという1つの別会社をつくってもらって、そのとき第1構成員第2構成員を決めることとなります。そして、第1構成員が応札することとなります。

Q. 公告の入札参加事項を読むと、特殊性をあまり感じないのですが。

A. 岡山市では、グラウト工事、法面工事、PC工事、JR近接工事及び管きょ更正工事の5つを特殊工事として規定しています。こういう場合においては、こういう実績が必要であるとなっています。確かに入札参加資格の格付業種などを見ますと、そのように感じられるかもしれませんが。実績を特に求めています。

管きょ更正工事については、施工延長の距離が短いため規定に明記されている実績は求めています。しかし、この工法の協会団体に所属していること、その協会が実施する研修を修了した者が在籍していることなどを要件として求めています。

Q. JVを組ませることにより、責任を明確にするということですか。

A. 例えば、グラウト工事の業者と契約すると、管きょ更正工事の部分は下請けに出すこととなります。でも特殊工事ということで、それぞれ実績などを求めなければならない。先ほど申し上げたとおり、別々に出すことも案でした。しかし、別々に出すとどうしても1つの工事が終わって、もう1つの工事を行うこととなります。最終的に

我々は両方をセットで完成した、つまり水も漏れない、地盤の固くなるというものをもらうために出しています。というわけでどちらの工事も責任を持って施工してもらうために、異業種JVで行いました。

Q．JVで発注するのは、こういう場合に限られるのですか。

A．原則は、金額によって決まります。

A．JV工事で行う目的ですが、大型工事の施工能力を高めてもらうことと、市内業者への技術移転や市内業者へ入札参加機会を与えるという意味です。

今回は、工事の専門性が異なるものが2つあるので、それぞれの専門業者でJVを組んでもらったということです。

Q．今回の件で、今後の下水道工事の発注に影響が出るのでしょうか。

A．特にないと思います。JV工事は金額によって決められています。

規模がどんどん大きくなりますと、いわゆるスーパーゼネコンしか施工できなくなります。そういうことでは、市内業者の育成が出来ないということになりますので、ゼネコンと市内業者がJVを組んで、仕事を進めていくということです。大規模な仕事、難しい仕事をゼネコンと進めることで、市内業者で言えば大きな業者の育成になっているかなと思います。

Q．新しい会社法の適用で、合同会社が簡単に作れるようになって、JV的な事業が出来るようになりましたが、そういうものはJVとして認めないのですか。

A．今のところ、そのような流れはないようです。やはり建設業法の許可や、経営事項審査を受けていることなどが必要になります。公共工事の入札に入る資格がまず必要になります。その部分が乗り越える壁になっています。

JVには、特定JVと経常JVがあります。経常JVを認める自治体もあるようですが、規模的にJVの工事がたくさん出るわけではないため、岡山市ではこれまで活用していませんでした。活用する機会があれば、取り入れるべきかもしれませんが、今のところ出来ないとなっています。

Q．JVで行う目的は、市内業者の技術力向上と異業種を組ませて責任をもって施工させることの2点だと思いますが、どちらが多いのですか。

A．市内業者が参加する機会を与える方が圧倒的に多いです。

それからJVでも単体でも参加を認める仕組みを取れないことはありません。市内業者に参加する機会を確保することが目的となると、入り方をどのようにするかについて考えるところがあります。

Q．今回の案件には、市内業者の技術力向上という面はないのですか。

A．今回参加している業者は、大半が市内業者です。

Q．失格になっている業者がいますが、理由は金銭的なことですか。

A．最低制限価格未満のため、失格になっています。

Q．全国的にJVはどのような状況なのですか。JVを組ませるのではなく、単体つまりゼネコン同士で競争してもらって、安くしようという考えもあると思うのですが。

A．いわゆるリーマンショック前までは、そういう動きもあったと思います。その後の景気がかなり悪くなって以降は、少しは減っているかもしれませんが、つまり、地元の建設業の育成、又は救済という面が出てきていると思います。そういう意味では、も

う少しJVを活用してはどうかという意見もあります。

Q.むしろJVを活用しようということですね。

Q. JVは倒産したときの担保という面もあるのですか。親が倒れても、子が倒れてもいずれかが残っていれば、工事は前に進むわけで。

A. JVの最初の目的は、それになります。例えば羽田空港の建設というような極めて大きな工事になりますと、ゼネコンであったとしても単体で受けられないことになります。何社かで資金調達及び運営を行って、大きな国家的プロジェクトを進めています。ただし、岡山市ではそこまでの大きな工事はありませんので。

Q. 今後、JVの設定及び割合は決まっているのか。

A. 計画的に出そうという考えではなく、金額が基準を超えたら対象とするという考えです。

Q. 地元業者の育成という面があるのであれば、数字的なものだけではなく、意図するところをもっとあっていいのではないのでしょうか。そういう面は意識しているのでしょうか。

A. 大手のゼネコン又は市外業者でなければ出来ない、又は専門性の高いものであっても、出来る限り市内業者が参加できるように方策を取りたいと思っています。そういう意味では、金額帯の基準はありますが、基準に達していても単体で入札を行うことがあるのですが、そういうことはなるべく行わず、決まった基準に応じて最大限JVで発注しようというのが、現在の考えです。

それから、今回の抽出案件のように決まっていない特殊な案件についても、JVを活用していきたいと思います。

確かに競争性を阻害しているのではないかとのご指摘もあります。その点についても、バランスを考えていきたいと思います。今回は参加業者が5社でしたが、参加業者が少ないと高止まりしてしまうおそれがあります。その点についてよく考えて、気をつけていきたいと思います。

(3) 物品抽出案件 デジタルテレビ

A. (抽出事案の説明)

Q. 中学校区又は区役所単位で発注されていますが、これは全体でまとめて、入札を行うという選択肢はなかったのですか。まとめて買った方が安くなりませんか。それから、地域的なことはもう関係ありませんよね。

A. まず、この予算は経済対策上で購入が決まったものであります。

政令市になって、3,500万円以上はWTOということで、地域要件を示さずに発注しなければなりません。出来るだけ応札する機会を増やすということと、メンテナンスの面で何かあったとき岡山市域全体より中学校区単位の方が対応しやすいであろうという2点から、このようにしました。

結果として、同じ業者が多く落札していますので、まとめた方がもう少し安くなったかもしれません。

もう1つの市役所の施設関係の方は、数がそこまで多くなかったのです。区ごとに発注しています。ただし、北区は数が多かったのです。2つに分けています。

- Q . 地元業者も入れるように配慮したということですか。
- A 地域要件は定めていませんので、市内の電器屋さんが参加されても問題ありません。
- Q . 地元というのは、市内外区分の市内業者ということですか。
- A . そうです。
- Q . 合併で岡山市域も広くなりましたが、地域の電器屋さんを育てるという面もありますし、昔からの学校との関係もあるでしょう。そういったところは、やはり大きな電器店にかなわないのかなと感じます。合理的という面から言いますと、もう少し地域性が出て欲しかったというのが感想です。
- A . 議会からも同様の意見がありました。もちろん、地元の業者も参加されています。もっと細かく分けるという方法もあったと思います。出来ないことはありません。ただし、そこまでし過ぎると・・・。
- Q . いくら細かく分けても、メンテナンスとかそういう面を評価の対象にしない限り、大きな電器店が落札することに変わりないと思います。
- 地域の業者を育成するというのであれば、そういう仕組みが必要かなと思います。
- A . 市役所の施設関係の方は、商業組合が落札しているのですが、これは町の電器屋さんが集まった組合です。自分たちも頑張りたいということで、急遽申請をされ、登録されました。こちらの方は、頑張ってくれたと思います。小学校・公民館等の方も応札されているのですが、落札できなかったということです。
- Q . 市役所の施設関係の方は落札して、小学校・公民館等の方は落札できないという極端な結果が出たことについて、どのように思われていますか。
- A . どこまで低い金額を設定できるかにかかってきます。それから岡山市が条件に設定したものとして、小学校・公民館等の方は1つの契約については、1つのメーカーに統一するようにしました。バラバラというのは困るということで、条件設定しました。その点がネックになったかもしれません。
- 市役所の施設関係は、多くの施設にさまざまな大きさの仕様がありましたので、そういう条件設定は行っていません。
- Q . 同じ仕様の方が使いやすいということでしょうか。機種をあらかじめ定めることは、できないのでしょうか。
- A . それは出来ません。どこでもいいから、バラバラにせず統一してくださいという条件にしました。
- Q . メーカーはこちらから指定したのですか。
- A . いいえ。落札業者が仕様に適合した商品を納品されたということです。契約ごとに統一した機種でまとめることが条件です。今回同じ業者が多く落札しているので、あちらの中学校区はAという機種を、こちらの中学校区はBという機種を納品するという調整は可能です。
- A . 予算としては、緊急経済雇用対策でついたものです。地元経済を支えるということが主旨です。一方で、政令市はW T Oという物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、地域要件を定めることが来ません。どこの自治体も、発注方法について苦慮しています。問い合わせも行ったのですが、区役所ごとに分割したところや、もう少し細かく分割したところもありました。岡山市では、中学校区としました。組

み合わせとしても、運営上も合理的だし、地域的にも近いということで、この範囲が妥当であろうと判断し、発注しました。

Q．海外製品でも問題ないのですか。

A．仕様に適合していれば、問題ありません。結果、海外製品は納品されていません。

Q．今後はありえるということですか。

A．ありえます。

Q．海外製品が納品された場合、性能の担保をどうするのか。

A．もちろんメンテナンスの点も仕様に定めています。それを満足していれば、構いません。

Q．それは業者の言いなりになりませんか。

A．納品時に確認します。納品後でも、かし担保期間であれば、きちんと対処してもらいます。実際のところ、業者の得意なメーカーの商品を納品していると思います。

Q．プライベートブランドでも問題ないのか。

A．仕様に合致していれば、問題ありません。

(4) 工事抽出案件 矢原浄水場ほか安全対策工事

A．(抽出事案の説明)

Q．入札案件を間違えて失格となった業者へのペナルティはありますか。

A．以前はありましたが、現在はありません。

入札価格で最低制限価格を決定していた頃、入札参加資格のない業者が応札して最低制限価格を乱すおそれがあることから、ペナルティを課していました。今は、設計金額から決定するので、ペナルティはありません。

Q．時間がかかって損したとは言えないか。

A．今回の場合で申しますと、最初の入札は1社しか参加していませんので、その業者が参加していなかったら不調になっています。

Q．イエローカードと言いますか、2度目はペナルティを課すかが必要では。

Q．間違いやすい要因があるのですか。

A．以前の不服審査委員会であったのは、第1格付業種の資格要件はよくご理解いただいていると思います。ただし、第2第3格付の資格要件は、我々からすると少し理解不足かなと感じることがあります。その点がちょっと分かりにくいのかもかもしれません。

Q．電子入札で行っているのであれば、システムで応札できないようにすることはできないのですか。時間も人的にもかなり浪費していると思います。

A．電子入札システムでは、参加可能業者のみに絞込みを行う機能はあります。しかし、発注者側が参加可能にもかかわらず、参加不可能として設定していたら、大変なことになります。万が一でもいけませんので、絞込みは行っていません。事後審査ですので、後でチェックを漏れがないように行っているということです。市側からすると、現在のやり方の方が、確実に間違いなく出来ていると思います。入口でダメとするのも出来ないことはないのですが、市側が絞込みの作業が必要になります。

A．補足ですが、1回目と2回目で失格になった業者は別々です。口頭で説明を行ったところ、「勘違いだった」とのことでした。

Q . 1 回目入札は、どのみち失格となった業者以外は参加していませんから、いずれにしてもやり直しが必要だったわけですね。

Q . 少し話が逸れますが、委員会で昨年 1 2 月に出した意見書について、現状を教えてください。

A . 昨年 1 2 月に意見書を受けて、設計図書チェック体制の制度化の枠組みを作ったところです。現在、どういう手続きで進めていくかなどの詳細を詰めているところです。4 月導入を考えています。ミスのないように、電子入札及びインターネットを使って、疑義内容を確認して、落札者を決定するという仕組みを検討しています。

(5) 委託抽出案件 東岡山配水池・佐山配水池劣化調査及び耐震診断業務委託

A . (抽出事案の説明)

Q . 同価くじは、珍しいですか。

A . 珍しいですが、年間数件ありまして、まったく初めてではありません。

Q . 裁判所の競売では、半端な数字つまり、1 円単位で応札するのですが、そういうことではないのですか。

A . 建設工事は 1 円単位で応札していますが、委託はきれいな数字が多い印象です。

Q . 1 社すごく高いですね。何か勘違いしたところがあったのでしょうか。抽出理由は何かですか。

A . 珍しいケースの紹介という考えです。

Q . 落札率が 6 7 . 8 4 % ですから、談合の心配はなさそうですね。今日の新聞に八ツ場ダム工事の落札率が非常に高く、談合の疑いがあると掲載されていました。

A . 報道によると、落札率が 9 8 % とのことです。

Q . オンブズマンも目を光っていますので、気をつけてください。

Q . アクアプラン 2007 は 3 年前になりますが、耐震計画の進捗状況を教えてください。

A . 申し訳ありませんが、手元に細かい資料を持ち合わせていませんので、お答えできません。ただ予算の兼ね合いがあるので、全部をすぐにとというのは難しいです。

Q . ライフラインなので、出来るだけ早めをお願いします。

腐食については全国的に問題になっています。下水道はどのような状況ですか。水道の方が優先されているのですか。

A . 直接口にするものですので、水道でしょうか。

水道は水道局で入札事務を行われていますが、下水道の入札事務は契約課で行っています。下水道事業は来年度から企業会計へ移行しますが、引き続き契約課で行います。